

■景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針（法第8条第2項第3号関係）

1 景観重要建造物の指定の方針

次に該当するもののうち、地域の景観上重要と認められる建造物を対象に、所有者の意見を聴いた上で指定します。

- ・歴史的又は文化的に価値が高いと認められた建造物
- ・地域の景観を先導し又は継承し特徴づけている建造物
- ・地域に広く親しまれている建造物（適正に管理されているもの）

2 景観重要樹木の指定の方針

次に該当するもののうち、地域の景観上重要と認められる樹木を対象に、所有者の意見を聴いた上で指定します。

- ・歴史的又は文化的に価値が高いと認められた樹木
- ・地域の景観を先導し又は継承し特徴づけている樹木
- ・地域に広く親しまれている樹木（適正に管理されているもの）

■屋外広告物の掲出等に関する事項（法第8条第2項第4号イ関係）

屋外広告物が景観に与える影響は非常に大きく、屋外広告物に対する規制誘導施策との連携は不可欠です。大阪府では、屋外広告物条例に基づき規制誘導を実施してきたことから、景観計画の区域においても具体的な基準については、屋外広告物条例に委ねることとしています。

※各区域の屋外広告物の規制内容については、大阪府屋外広告物条例をご覧ください。

■景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項（法第8条第2項第4号ニ関係）

周辺の景観と調和のとれた良好な営農条件を確保するため、市町村が景観農業振興地域整備計画を策定する場合には、景観計画に定めた景観計画区域内における良好な景観の形成に関する方針に基づき策定するよう、調整を図ることとします。

大阪府景観計画に基づく届出制度の詳細については、下記ホームページをご覧ください。

http://www.pref.osaka.lg.jp/kenshi_kikaku/keikan-ustukushii/keikanjoure.html

大阪府景観計画  検索

罰則

届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合、30万円以下の罰金に処せられます。

その他、変更命令に違反した場合、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられる等の罰則があります。

問合せ窓口 大阪府 住宅まちづくり部 建築指導室 建築企画課 調整グループ
〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）27階
Tel 06-6210-9718 Fax 06-6210-9714
E-mail kenchikushido-g03@sbox.pref.osaka.lg.jp
ホームページ http://www.pref.osaka.lg.jp/kenshi_kikaku/keikan-ustukushii/index.html